

町の国民健康保険税 税率を改正します

国民健康保険は、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが納めた国民健康保険税と国などの公費によって成り立っています。

道では、国民健康保険の加入者負担の公平性を図るために、令和12年度を目途に、道内のどの市町村に住んでいても所得や世帯構成などの条件が同じであれば、納める国民健康保険税も同額とする「保険料水準の統一」を目指しています。

これを受け、町では現在4方式となっている賦課方式のうち、資産割を廃止し、北海道が示す3方式（所得割、均等割、平等割）への変更を行います。

また、国は子育て支援を拡充するため「こども・子育て加速化プラン」を進めており、その一環として令和6年6月に「子ども・子育て支援金法等の一部を改正する法律」が公布され、新たに「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。これは、子育て世帯への経済的支援を拡充するため、全世代、全経済主体で世帯を支えるための新しい仕組みです。町の国民健康保険税においても、令和8年度から従来の保険税（医療給付費分、高齢者支援金分、介護納付金分）に加えて「子ども・子育て支援金分」が加算されます。なお、令和10年度まで段階的に負担増となる見込みです。

これにより、子ども子育て支援金の創設による負担増の軽減策として、医療給付費分の税率引き下げを行います。

区 分		改正前	改正後	比 較
医療給付費分	所得割	7.5%	7.21%	-0.29%
	資産割	51%	0%	-51%
	均等割	28,000円	26,900円	-1,100円
	平等割	32,000円	31,000円	-1,000円
	賦課限度額	660,000円	670,000円	+10,000円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.6%	3.6%	-
	資産割	5.4%	0%	-5.4%
	均等割	10,000円	10,000円	-
	平等割	13,000円	13,000円	-
	賦課限度額	260,000円	260,000円	-
介護納付金分	所得割	1.9%	1.9%	-
	資産割	10%	0%	-10%
	均等割	10,000円	10,000円	-
	平等割	9,500円	9,500円	-
	賦課限度額	170,000円	170,000円	-
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	-	0.29%	+0.29%
	均等割	-	1,000円	+1,000円
	均等割（18歳以上）	-	100円	+100円
	平等割	-	1,000円	+1,000円
	賦課限度額	-	30,000円	+30,000円

問合せ 税務住民課税務グループ ☎ 2513